

居住者に対する為替差損益課税の実務と近時の裁判例〔上〕

－為替差損益の計算方法・課税対象取引・所得区分についての実務解説－

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2025年1月8日号

執筆者:

伊藤 剛志

t.ito@nishimura.com

増田 貴都

t.masuda@nishimura.com

I はじめに

近時、為替差損益課税に関する裁判例が複数公表されており注目されます。東京地判令和4年8月31日税資272号順号13749（以下「**本件原判決**」）は、日本居住者が、スイスのプライベート・バンクと投資一任契約を締結して、その資産運用として、①ある外国通貨で別の外国通貨を取得する取引（例えば米ドルをユーロに交換）や②外国通貨で有価証券を取得する取引（例えばユーロで欧州企業株式を購入）を同人名義口座を通じて複数回行った場合について、各取引を行う都度に課税対象となる為替差損益が発生すると判断しました。その後の控訴審でも、東京高等裁判所はこの判決をほぼそのまま維持しました（東京高判令和5年5月24日・令和4年（行コ）第280号）。このほかにも、海外の資産管理人に対する外貨建ての貸付けに起因する為替差益課税が関連する東京高判令和5年4月19日裁判所ウェブサイト（原判決：東京地判令和4年7月14日税資272号順号13732）、及び、為替差損益課税の所得区分が争われた東京高判令和5年11月30日TAINSコード番号Z888-2642（原判決：東京地判令和5年3月9日裁判所ウェブサイト）が公表されています。

個人の海外資産投資が急拡大しているとの報道がなされる中、最近では為替変動の波が大きく、相当規模の為替差損益が生じる可能性もあるため、実務における為替差損益課税への対応はますます重要となっています。そこで、本ニュースレターでは、2回に亘って為替差損益課税を取り上げます。まず、本号では現行の課税実務を整理し、次号では特に本件原判決に焦点をあて、その結論が為替差損益課税の現行実務と整合性があるように思われるものの、その理論構成に残された課題を指摘します。

II 為替差損益課税の実務の概要

1. 外貨建取引の換算（所得税法57条の3）と為替差損益課税の実務

(1) 所得税法57条の3（外貨建取引の換算）について

まず、一般論として、「人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成すると解され〔…〕現金の形をとった利得のみでなく〔…〕為替差益等の経済的利益も課税の対象となる」と解されます¹。一方で、所得税法においては、為替差損益の定義やその発生について直接的に定めた条文は存在しないものの、所得税法57条の3（外貨建取引の換算）の第1項が次のように規定しています。

¹ 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021）197頁。

「居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする」

所得税法 57 条の 3 第 1 項は、あくまで外貨建取引を行つた場合における各種所得の金額の計算に際しての円換算の方法を規定しているだけであり²、例えば為替差損益課税のタイミング等については特に規定していません（為替差損益課税のタイミングは本件原判決の争点の一つであり次号で改めて検討します）。

(2) 外国通貨を財の購入等に使用した場合における為替差損益課税の実務

しかしながら、実務においては、所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づき外貨建取引の金額を取引の都度、円換算した結果として差額が発生すれば、その差額が発生させた取引の時点で、当該差額を機械的に為替差損益という名目で課税所得に含める扱いが一般的と思われます。

かかる実務の下では、外国通貨を財の購入等に使用した場合には、その使用時点で為替差損益としての所得が発生したものと扱われることとなります³。簡単な数値例で説明すると次の**設例 1**のようになります。

【設例 1】外国通貨を用いて財を購入した際の為替差損益課税

- ① X 氏が 1 億 2500 万円をドル転し 100 万米ドルを取得（米ドル取得時は 1 米ドル = 125 円）。
- ② その後、X 氏は 100 万米ドルの値が付いた米国の土地を購入することになり、当該土地の購入代金の支払いに前記①の 100 万米ドルを使用（米ドル使用時は 1 米ドル = 150 円）。
- ③ 所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づく円換算として、X 氏が取得した 100 万米ドルは取得時の為替レートで 1 億 2500 万円と換算される一方で、X 氏が米ドルを使用して得た経済的利益（土地の価値）100 万米ドルは使用時の為替レートで 1 億 5000 万円と換算されるため、結果として差額 2500 万円が発生。かかる差額の発生を以て、土地購入のため米ドルを使用した時点において、2500 万円の為替差益という課税所得が発生したものと処理。

² 藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法(1)」国家学会雑誌 130 巻 9・10 号（2017）778 頁、中里実「為替差損益の研究（下）」税務弘報 72 巻 3 号（2024）73 頁。これに対して、水野忠恒『大系租税法〔第 5 版〕』（中央経済社、2024）282 頁は権利確定主義に関する説明の中で所得税法 57 条の 3 に言及し、同条を課税時期に関する条文と位置づけているようにも読めます。

³ 国税庁「[預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益の取扱い](#)」参照。なお、本ニュースレターの説明では現在の一般的な実務を前提としていますが、最新の理論研究においては異なる考え方も検討されているところです。現在の実務は、日本の所得税法上、日本の通貨である円を基準（価値尺度）として所得の発生を把握することを当然の前提としていますが（増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリスト 1315 号（2006）196 頁参照）、円以外の外国通貨を基準（価値尺度）として所得の発生を把握することが許容され得る場面があるのではないかと論点提起がなされています。本文に記載の設例 1 についても、もし、米ドルを基準（価値尺度）として所得が発生しているかを把握することが許容されるなら、X 氏は金銭（100 万米ドル）を米国の土地（100 万米ドルの価値の土地）にかえただけであるため、土地購入時点では所得は発生していないと扱われることとなりますが、そのような立論の可能性が議論されています（藤岡祐治「所得の発生と通貨」『市場・国家と法——中里実先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、2024）23 頁以下、特に 37-41 頁。なお、クロスボーダーに活動する個人にとっての価値尺度が何であるかの判断が難しくなっていることを実体験をベースに示唆したものとして、伊藤剛志「外貨建取引による為替差損益課税の諸問題」租税研究 2020 年 10 月号 229-230 頁も参照）。

要するに、取得した外国通貨を財の購入等に使用する場合には、謂わば外国通貨を円貨による取得価額のある資産であるかのごとく扱って⁴、為替差損益課税に係る所得を算定する実務が一般的と思われます。さらに、課税実務では、財の購入等に使用する外貨通貨を複数回に亘って取得していた場合には所得税法施行令 118 条 1 項（2 回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券の譲渡原価を計算する際の総平均法に準ずる方法）に準じて計算すべきものと解されています⁵。このため、有価証券台帳と同様の形式で外国通貨の管理台帳を作成しておき、その取得単価を計算・把握するといった実務対応が考えられます⁶。

この点に関しては課税実務と裁判例は一致しています。例えば、近時の裁判例である東京地判令和 5 年 3 月 9 日（後記 **3(2)**参照）において、裁判所は次のように判示して、所得税法施行令 118 条 1 項と同様の計算を行うことが合理的であると判断しています（なお、控訴審である東京高判令和 5 年 11 月 30 日でも、この判示部分はそのまま維持されています）。

「外国通貨は、その資産の性質上、同一の種別である限り代替性があり、取得時期や価額等にかかわらずその一単位当たりの価値は変わらないため、これらを等価とみて単価を平均する評価方法が相当であるところ、この点で、種類も性質も様々なものが含まれ経年により劣化するものもある棚卸資産ではなく、有価証券や暗号資産に類似する。さらに、その資産から生ずる所得の区分としても、雑所得が生ずることを前提として規定された評価方法がなじむというべきである。以上を踏まえると、外国通貨については、有価証券又は暗号資産に係る譲渡原価の法定評価方法によるべきである」

「2 回以上にわたって取得した有価証券において総平均法に準ずる方法を用いるのは、総平均法自体が利益操作を排除し、取得単価を平均化する合理的な方法であることを前提に、期末に 1 回計算を行えば足りるとする総平均法は、ある資産を譲渡した後に購入した同種の資産の価額も当該資産の取得価格に影響を与えるという意味で正確性には劣る点があることから、資産を譲渡するごとに譲渡原価の計算を行うことを内容とする総平均法に準ずる方法を採用して、資産の価値をより正確に算出するとの趣旨で〔…〕かかる趣旨は、有価証券と同様に、その取得価額が異なるもののその物的性格が同じである外貨についても当てはまるものというべきであるから、本件各為替取引のように複数回にわたり為替取引が行われた場合の譲渡原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことには、合理性がある」

本件原判決（東京地判令和 4 年 8 月 31 日）においても、裁判所は、理由付けはやや異なるものの、総平均法に準ずる方法に倣って外国通貨の単価を計算することは合理的であると判断しています（なお、控訴審である東京高判令和 5 年 5 月 24 日でも、この判示部分はそのまま維持されています）。

「取引に要した外国通貨の取得価額の円換算額は、同取引までに当該外国通貨と同一種類の外国通貨を複数の時点にわたって取得しているときは、いつの時点で取得した外国通貨を同取引の支払に用いたかを特定することができない一方で、これらの外国通貨は代替性を有するものであることから、相互に等価とみなして計算する方法（総平均法に準ずる方法）、すなわち、当該外国通貨を取得後に初めて支払

⁴ 伊藤剛志「外貨建取引と為替差損益の課税」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）435 頁。なお、藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法(4)」国家学会雑誌 131 巻 7・8 号（2018）700-701 頁は“liability basis（債務の基準「価格」）”という概念を用いることで、このような実務を説明しています。

⁵ 国税庁・前掲（注 3）。

⁶ 尾崎真司「個人が外貨建預金口座で保有する外貨の円転に伴う為替差損益の計算」税務 QA190 号（2018）63 頁。

に供した場合の取得価額を例にとると、それ以前に当該外国通貨を取得した時点ごとにその時点の取引レートによる取得価額の円換算額を足し合わせた合計額を支払に供した時点における当該外国通貨の保有高で除することによって、同時点における当該外国通貨の保有高 1 単位当たりの円換算額を得る方法〔…〕によって算定するのが合理的である」

(3) 外国通貨を貸し付けた場合における為替差損益課税の実務

課税実務では、外国通貨を貸付けに使用する場合についても、外国通貨を財の購入等に使用した場合（前記(2)）と同様に、その貸付けの時点で為替差損益としての所得が発生したものと扱われ、為替差損益課税が行われることとなります。なお、外国通貨の貸付けについては、後に貸付金を回収する時点においても、貸付金額の貸付け時点のレートによる円換算額と回収時点のレートによる円換算額との間に差額が発生すれば、当該差額を機械的に為替差損益という名目で課税所得に含める扱いが一般的と思われます。

外国通貨の貸付けに係る為替差損益課税に関連する近時の裁判例として東京高判令和 5 年 4 月 19 日裁判所ウェブサイト（原判決：東京地判令和 4 年 7 月 14 日税資 272 号順号 13732）が挙げられます⁷。この事案では、日本居住者（A 氏）が、中古ヨットを購入する目的で英領ヴァージン諸島に設立した法人（F 社）に対して購入代金等に相当する金額をユーロ建てで無担保・無利息にて貸し付けていました。説明の便宜から切りのいい金額に置き換える等して、この事案の事実関係を簡略化したものが**設例 2**です。

【設例 2】外国通貨の貸付けに関する為替差損益課税（東京高判令和 5 年 4 月 19 日の事案を簡略化）

- ① A 氏が 1 億 2500 万円をユーロ転し 100 万ユーロを取得（ユーロ取得時は 1 ユーロ = 125 円）。
- ② A 氏は 100 万ユーロを F 社への無担保・無利息貸付けに使用（ユーロ使用時は 1 ユーロ = 150 円）。
- ③ 前記②の貸付けに関して、所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づく円換算として、A 氏が取得した 100 万ユーロは取得時の為替レートで 1 億 2500 万円と換算される一方で、A 氏がユーロを使用した貸付金 100 万ユーロは使用時の為替レートで 1 億 5000 万円と換算されるため、結果として差額 2500 万円が発生。かかる差額の発生を以て、貸付けのためにユーロを使用した時点において、2500 万円の為替差益という課税所得が発生したものと処理。
- ④ F 社が前記②の 100 万ユーロでヨットを購入したが、翌年、諸般の事情で A 氏は当該ヨットを手放すことを決め、F 社は当該ヨットをほぼ未使用のまま 80 万ユーロで売却。
- ⑤ A 氏は F 社から前記④の 80 万ユーロを回収したが（ユーロ回収時は 1 ユーロ = 175 円）、残りの 20 万ユーロは回収を断念して債権放棄を実施。
- ⑥ 前記⑤の回収に関して、所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づく円換算として、A 氏が回収した部分に対応する貸付金額 80 万ユーロは貸付時の為替レートで 1 億 2000 万円と換算され、X 氏が回収した金額 80 万ユーロは回収時の為替レートで 1 億 4000 万円と換算され、結果として差額 2000 万円が発生。かかる差額の発生を以て、貸し付けていたユーロの回収時点において、2000 万円の為替差益という課税所得が発生したものと処理。

⁷ この裁判例の原判決の評釈としては、例えば、岩崎政明「判批」ジュリスト 1595 号（2024）148 頁、住永佳奈「判批」『令和 5 年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊 1597 号（2024）172 頁、増田英敏「判批」TKC 税研情報 33 巻 2 号（2024）1 頁等があります。原判決後の推移としては、東京高判令和 5 年 4 月 19 日裁判所ウェブサイトにて納税者の控訴が棄却され（その際、「為替差益が発生するか否かは〔…〕弁済時の外貨に対する円の価値が貸付時のそれより下落していたという外部的な事情により決定されるものであるから〔…〕外貨建債権であること自体から当然に〔所得税法 51 条 4 項の「所得の基因となる資産」〕に該当するということができない」等と若干の判示を加えるほかは概ね原判決の判示を維持）、最終令和 6 年 1 月 17 日判例集未掲載により上告不受理となって納税者の敗訴が確定したようです。

この事案では、外国通貨の貸付けについては、貸付時と回収時にそれぞれ為替差益課税が実施されること（設例 2③及び⑥）を前提とする課税処分が行われましたが、この点については納税者が争うつもりがない旨が判決文中でも確認されています。むしろ争点は、外貨建貸付債権は弁済を受ければ為替差益として雑所得が発生することから（設例 2⑥。雑所得と区分される理由につき後記 3 参照）、当該外貨建貸付債権のうち回収不能となって債権放棄した部分（設例 2⑤の 20 万ユーロ）は、「雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産」の損失として、所得税法 51 条 4 項に基づき当該雑所得の必要経費に算入できるか否かでした。

結論としては、裁判所はこれを否定しています。つまり、この事案を全体として見れば、A 氏は購入価格よりも低い値段で中古ヨットを売却して損をしているように思われますが、為替差益に係る所得（設例 2⑥の 2000 万円）を切り出して課税することが、事実上、是認される結果となりました。このように、取引全体としては損をしているケースでも為替差益部分を切り出して課税される可能性があることには、実務上、注意を要すると考えられます。

2. 為替差損益課税の対象となる取引と対象にならない取引との線引き

(1) 為替差損益課税の対象とならない取引

所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づき外貨建取引の金額を取引の都度、円換算した結果として差額が発生すれば、それを機械的に為替差損益との名目で課税所得に含めるという実務を前提とすると、為替レートが刻一刻と変化するものである以上、ある取引が「外貨建取引」に該当すれば、ほぼ必ず為替差損益課税が取引時点で発生することになります。

この点に関して、「外貨建取引」とは「外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引」（同項括弧書き）と定義されています。このように「外国通貨で支払が行われる…その他の取引」も「外貨建取引」に含まれているため、ともすれば、外国通貨の関わるほとんど全ての取引が「外貨建取引」として取引の際に為替差損益課税を引き起こすことにもなりそうです。

しかし、そのように広範に為替差損益課税を実施することは不都合であると考えられているのか、課税実務では、外国通貨の関係する取引であっても当該取引が「外貨建取引」に該当しないと整理することで、当該取引の時点で為替差損益課税を実施することを控える対応がなされる例があります⁸。その典型例が外国通貨を金融機関に預け入れる外貨預金取引で、次のように扱われています。

- 前提として、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項は、外貨預金取引について「預入が行われる当該預貯金の元本に係る金銭により引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入」は「外貨建取引」に該当しないと定めています。このため、例えば、ある銀行に預けていた外貨定期預金が満期となった場合に当該外貨定期預金を自動継続する取引、あるいは外貨建てのまま外貨普通預金に入金する取引は「外貨建取引」に該当せず、これらの取引の時点では為替差損益課税は実施されません。

⁸ 本件原判決の評釈である坂巻綾望「判批」ジュリスト 1589 号（2023）11 頁では「もし、57 条の 3 が、36 条の別段の定めとして為替差損益に対する課税のタイミングまでも定めたものであるならば、『外貨建取引』の範囲を慎重に検討する必要がある」と指摘されているところ、まさしく「外貨建取引」の範囲を限定することを通じて為替差損益課税の対象を合理的な範囲に絞り込むことが課税実務では試みられているように思われます。

- 課税実務では、所得税法施行令第 167 条の 6 第 2 項を、「外貨の保有状態に実質的な変化がない外貨建預貯金の預入及び払出については、その都度これらを外貨建取引とすることにより為替差損益が認識されることは実情に即さない」ことから「外貨建取引」から除外される取引を例示した規定と解して、ある金融機関から引き出した外国通貨を、同一の外国通貨のまま他の金融機関に預け入れる取引についても「外貨建取引」に該当せず、取引時点では為替差損益課税を実施しない扱いとなっています⁹。

(2) 為替差損益課税の対象となる取引との線引きの不明確さ

外貨預金取引については「外貨建取引」の範囲を限定的に解して為替差損益課税を控える取扱いがなされているのに対して、保有する外国通貨を使用して外貨建 MMF（公社債投資信託の受益権）を購入した場合や他の外国通貨に交換した場合には、課税実務上、保有する外国通貨を使用した時点で為替差損益課税を実施する取扱いがなされています。例えば、次のような国税庁の質疑応答事例が知られています。

- 「外貨建の預金をもって外貨建 MMF に投資した場合には、新たな経済的価値（その投資時点における評価額）を持った資産（公社債投資信託の受益権）が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが所得税法第 36 条《収入金額》の収入すべき金額として実現したものと考えられますので、当該外貨建 MMF の投資金額の円換算額とその投資に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）を所得として認識する必要があります¹⁰」
- 「為替差損益は、一般的には異なる通貨の交換（往復）により発生するものですが、照会のように、円から米ドルに交換し、これをユーロ等他の外国通貨に交換した場合であっても、その外国通貨への交換時に、当該外国通貨（ユーロ）の額をその交換時の為替レートにより円換算した金額と当初の円から米ドルへの交換時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）が所得税法第 36 条《収入金額》の収入すべき金額として実現したと考えられますので、これを所得として認識する必要があります¹¹」

以上のように、外国通貨の関係する取引の中には、為替差損益課税の対象となる取引と対象にならない取引とが混在していると考えられます。しかしながら、為替差損益課税の対象となるか否かの判断基準や基礎理論が必ずしも明らかでないため、実務上は慎重な検討を要するところです¹²。

⁹ 国税庁「[外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い](#)」参照。

¹⁰ 国税庁「[預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い](#)」。

¹¹ 国税庁「[保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い](#)」。

¹² 例えば、①個人が金融機関との間で貸与と信託を定めたファシリティー契約を締結し、同契約に基づいて複数の外貨建てによる借入れ、元本の弁済及び借換えをしていた事案における為替差損益課税についての国税不服審判所裁決平成 28 年 8 月 8 日裁決事例集 104 号 104 頁（この裁決事例の分析としては、伊藤・前掲（注 4）438-440 頁、中里実「為替差損益の研究（上）」税務弘報 72 巻 2 号（2024）110 頁等）、②個人が米国の生命保険商品を米国 LLC を通じて購入し、数年後に当該米国 LLC を解散して自ら当該商品を保有することになった事案における為替差損益課税についての国税不服審判所裁決平成 30 年 11 月 13 日 TAINS コード番号 F0-1-1019 といった裁決事例が知られているほか、③MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の取扱いに関して伊藤・前掲（注 4）437 頁脚注 27、④外貨建終身保険を特約に基づき円建てに移行する場合の取扱いに関して TKC 税務研究所「外貨建終身保険の円建てへの移行と為替差損益」税務 Q&A 文献番号 46103052（2024）、⑤外国通貨で特定寄附金を支出した場合の取扱いに関して TKC 税務研究所「外貨で寄付した場合の寄付控除と為替差損益」税務 Q&A 文献番号 46103025（2023）等で、それぞれ議論されています。

3. 為替差損益課税の所得区分

(1) 課税実務では雑所得に区分

取得した外国通貨を使用して財を購入した場合において、外国通貨を円貨による取得価額のある資産であるかのごとく扱って為替差損益課税に係る所得を算定する実務（前記 1(2)）からすると、外国通貨を支払いに使用した際の為替差益の所得区分は譲渡所得となるのが一見すると自然にも思われます。しかし、外国通貨を含む金銭（が価値尺度として用いられている場合）は所得税法 33 条 1 項にいう「資産」ではないと解することが一般的であり¹³、したがって為替差損益課税に係る所得は譲渡所得ではなく、雑所得に区分することが通例であると考えられます。課税実務では、外国通貨のような「資産の値上がり益が生じないと認められる資産」は、所得税基本通達 35-1 の「(12) 譲渡所得の基因とならない資産」に該当し、外国通貨の譲渡から生ずる所得は（営利を目的として継続的に行う場合や山林の譲渡の場合を除けば）雑所得となると説明されています¹⁴。

これに対して、理論的には為替差損益が利子と同等の性質を有する場合があることが知られており、このため利子と為替差損益を所得税法上も区別して扱うことには疑問も呈されていますが¹⁵、この点は現行の実務では必ずしも考慮されていないようです。

(2) 最新の裁判例でも雑所得に区分

為替差損益課税に係る所得が雑所得に該当すると明示的に判断した近時の裁判例として、東京地判令和 5 年 3 月 9 日裁判所ウェブサイト¹⁶挙げられます。本件の納税者は、ある銀行支店に開設された同人名義の外貨普通預金口座から円普通預金口座への預金振替え等に係る為替差益としての所得は譲渡所得に区分され得ると主張しました。しかし、裁判所は次のように述べて当該所得は雑所得に区分されると判断しました。

「譲渡所得とは、ある資産の所有期間中に生じた増加益を清算して課税する趣旨のものである以上、譲渡所得の課税対象となる資産とは、その価値の増加益を観念できるものを指すものというべきである。

ここで、貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すところ、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を観念することはできない（そして、この理解は、その貨幣が日本で強制通用力を有する円貨であるか、外貨であるかを問わず妥当する）ものというべきである。この点、貨幣と同じく価値尺度としての側面を有する暗号資産につき、その譲渡原価等の計算及びその評価の方法を定める法 48 条の 2 において、暗号資産の譲渡により生じた利益が事業所得又は雑所得に該当することを前提にその必要経費に算入する金額を定める旨定めているのも、かかる理解に基づくも

¹³ 例えば、浅妻章如＝酒井貴子『租税法』（日本評論社、2020）59-60 頁〔浅妻〕、谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』（弘文堂、2021）300 頁、佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 4 版〕』（弘文堂、2024）87 頁、刈圭吾『租税法講義』（有斐閣、2024）192-193 頁等を参照。やや文脈が異なるが、岡村忠生ほか『租税法〔第 4 版〕』（有斐閣、2023）63 頁〔岡村〕も参照。

¹⁴ 国税庁「[雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説](#)」。なお、今井慶一郎ほか編著『所得税基本通達逐条解説〔令和 6 年版〕』（大蔵財務協会、2024）294 頁も同旨。

¹⁵ 藤岡・前掲（注 4）701 頁。泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性」税法学 581 号（2019）3 頁以下も参照。

¹⁶ この裁判例の評釈としては、例えば、品川芳宣「判批」T&Amaster991 号（2023）23 頁、藤岡祐治「判批」『令和 5 年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊 1597 号（2024）180 頁、木山泰嗣「判批」税理 67 巻 10 号（2024）120 頁等があります。

のと解することができる（なお、同条の制定時の国会審議の際に、政府参考人は、外貨も価値尺度たる貨幣であることから、当該外貨自体の値上がり益を考慮することはできない旨の発言をしている。〔…〕）。

そうすると、為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の種類の所得にも該当しないため雑所得に区分されることとなる」

「原告は、価値尺度として日本で強制通用力を有するのは円貨のみであり、法も外貨が価値尺度となることを前提とした規定を設けていない以上、外貨についてそれ自体の価値の増減を（円貨との関係で設定される為替レートを用いて）観念することは可能であるから、外貨は譲渡所得の課税対象たる資産に該当する旨主張する。また、〔…〕法 48 条の 2 の規定については〔…〕少なくとも、外貨が支払手段ではなく投資対象とされた場合には妥当しないものと解するべきであるなどと主張する。

しかし、法 48 条の 2 が、暗号資産が投資対象とされているか否かにかかわらずその譲渡益が事業所得〔原文ママ¹⁷⁾〕とならない旨を定めるものであることは明白であるところ、その背景には、〔…〕円貨以外の貨幣や暗号資産等、当該貨幣や暗号資産との交換のための円貨の額が変動するものについても、それは飽くまで交換レートの変動による相対的な額の上下の問題であり、当該貨幣や暗号資産自体の価値が増減したことによるものではないとの理解があるといえる。そうすると、外貨と円貨の為替差益の譲渡所得該当性についても、譲渡所得の対象たる資産には該当しないと解するのが上記規定の内容とも整合的であるといえるから、これと異なる原告の主張は採用できない」

以上の判示に対しては、本件で問題となった通貨交換取引（外貨普通預金口座から円普通預金口座への預金振替え）の法的性質に関する検討が欠けており、当該取引では通貨は取引対象に位置づけられるのであって、価値尺度や交換手段として用いられている訳ではないのではないかと、との疑問も呈されていました¹⁸⁾。然るところ、控訴審である東京高判令和 5 年 11 月 30 日 TAINS コード番号 Z888-2642 は¹⁹⁾、以上の判示部分はそのまま維持し、納税者の控訴審段階での補充主張に応答する形で次の判示を付け加えています。

「外貨は、我が国において、強制通用力はないが、外貨の給付を債権の目的とした場合に、債務者は、外貨で弁済することができることとされ（民法 402 条 3 項）、更に外貨をもって債権額が指定された金銭債権については、債権者は債務者に対して外貨又は円貨のいずれによってもこれを請求することができる」と解される〔…〕ことからすると、外貨を債権の目的とする取引においては、特定物のように当該通貨の給付自体に重きを置くのではなく、外貨それ自体が貨幣として価値の尺度とされているといえる。そうすると、引用した原判決〔…〕で説示したとおり、為替差損益は、外貨と円貨との相

¹⁷⁾ この「事業所得」は「譲渡所得」の誤記である可能性があるように思われます。

¹⁸⁾ 藤岡・前掲（注 16）181 頁。このほか、品川・前掲（注 16）32 頁も「最近の外貨取引は、株式取引と同じ投資、投機的目的をもって、外貨（預金、株式、保険等を含む。）が値上がりして（円レートが下がる）利益を得ることを目的として行われるはずである。その点では、為替差損益は、正に、外貨の『価値の増減』によってもたらされるものである。そうすると、外貨の価値の増減も、譲渡所得の対象になり得ることになる」と指摘しています。木山・前掲（注 16）121 頁も「外貨による為替差損益の現実の側面をみれば、実質は投機的な資産運用であり、市場価格の上昇可能性から『資産』とされる不動産や株式との差異はない。判決は、増加益が生じ得る『価値』の意義を議論すべきであった」と指摘しています。なお、水野・前掲（注 2）273 頁でも「現在では、通貨はたんなる交換手段ではなく、それ自体が価値のあるものとされており、資産と理解してよいと思われる」と指摘されています。

¹⁹⁾ その後の推移は未確認ですが、最決令和 6 年 6 月 27 日判例集未登載により上告棄却となり納税者敗訴で確定したようです。

対的な換算レートが変動することにより生じるものであって、当該外貨自体の価値の増減によるものではないから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の種類の所得にも該当しない以上、雑所得に区分されるというべきである」

以上の判示内容に対する評価については、今後の為替差損益課税の理論の深化と議論の蓄積を待つ必要があるものと考えられます。とはいえ、現状としては、為替差損益としての所得が譲渡所得ではなく雑所得に区分されるという結論においては、課税実務と裁判例とは一致していると解されます。

(3) 譲渡損益に含まれる為替差損益部分の扱い

最後に、譲渡損益に含まれる為替差損益部分の扱いについて簡単に補足します。例えば、日本居住者が外国株式を1000ドルで取得してから（取得時点のレートは1ドル=100円）、1200ドルで売却した場合（売却時点のレートは1ドル=125円）、5万円（=1200ドル×125円-1000ドル×100円）の所得が発生したものと扱われます。その所得の一部は為替変動に起因するもののように見えるところですが、課税実務では5万円の全額を株式等に係る譲渡所得等の金額として扱うものとされています²⁰。

すなわち、外貨建取引で取得した資産（投資信託受益権等の金融商品²¹や各種の不動産²²）を売却した場合、その譲渡損益に実質的に内包されている為替差損益を切り出して雑所得として課税することはせず、全体を当該資産の譲渡に係る所得とみて所得区分を検討することになります。その結果、所得のうち為替変動に起因する部分に対しても、通常の雑所得とは異なる損益通算のルール²³や税率²⁴等が適用されることとなるため、注意を要します。

(次号につづく)

²⁰ 国税庁「[外貨建取引による株式の譲渡による所得](#)」参照。

²¹ 伊藤・前掲（注4）435頁、飯塚信吾「保有している外貨預金で外国の投資信託を購入したときの為替差損益の取扱い」月刊国際税務39巻3号（2019）50頁参照。

²² 例えば、名古屋地判平成24年11月29日税資262号順号12100（控訴審判決である名古屋高判平成25年5月16日税資263号順号12215も一審判決を維持し、そのまま確定）では、カナダ国籍を有する日本居住者がカナダドルを用いて取得していたカナダの土地を、後日カナダドル建てで売却したところ、土地の譲渡所得の計算の基礎となる総収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額のそれぞれを、その取引日の為替レートで円換算して計算した課税処分を適法と認めています。また、日本居住者が韓国人（日本の非居住者）の父から相続した韓国の不動産を売却する場合について、大坪洋一「韓国で相続した不動産を売却し、その売却代金を円転した場合の課税上の取扱い」国際税務月刊39巻9号（2019）104頁参照。

²³ 例えば、昨今のトルコリラの暴落に起因して円換算すると元本割れ状態にあるトルコリラ建て公社債を償還又は譲渡する場合と、外貨建預金が元本割れとなった場合とでは、損益通算の範囲や繰越控除の有無が異なることを指摘するものとして、小田満『国境を越える個人所得課税の要点解説〔二訂版〕』（大蔵財務協会、2024）108-109頁。

²⁴ 本文で述べた外国株式の譲渡の例で言えば、通常の雑所得として累進税率での総合課税の対象となる代わりに、株式等に係る譲渡所得等の金額に対する比例税率20.315%（復興特別所得税・住民税を含む）で分離課税されることとなります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com